



監査結果報告書

宝 監 第 1 0 8 号
令和3年(2021年)2月18日

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市監査委員 徳 田 逸 男
同 小 川 克 弘
同 と な き 正 勝

令和2年度定期監査（子ども未来部）の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき行いました標記の監査結果を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり報告します。

第1 監査等の種類

定期監査（財務監査）

第2 監査等の対象

原則として、令和2年4月から令和2年10月までの子ども未来部における財務に関する事務の執行及び財産管理

第3 監査等の概要

宝塚市監査基準に基づき、事務文書一覧表、事務分掌等一覧表、委託契約及び賃貸借契約締結状況一覧表等のあらかじめ提出された各課所管の伝票・書類等について、監査の対象に係る行政リスクを考慮しながら、抽出により監査を実施しました。

なお、監査は広く行政監査的な視点にも留意して、実施しました。

第4 監査等の日程

予備調査 令和2年11月16日から令和3年 1月29日まで

本 監 査 令和3年 1月28日、29日

第5 監査等の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務の執行及び財産管理については、おおむね良好であると認められました。

なお、第6で述べる指摘・意見については、速やかに適切な措置を講じてください。

第6 指摘・意見

【意見】

《子ども政策課》

1 社会福祉法人に対する指導監査について

社会福祉法人に関する事務については、基礎自治体への権限移譲方針に基づく第2次地域主権改革一括法による社会福祉法の一部改正により、平成25年4月1日に兵庫県から本市に移譲され、指導監査についても平成26年度から本市で実施しています。

指導監査は、社会福祉法人指導監査実施要綱（国通知）、指導監査ガイドライン（国通知）及び宝塚市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき実施されており、必要に応じて文書指摘、口頭指摘、助言を行い、監査の結果については市のホームページで公表しています。

監査結果の公表内容について確認したところ、これまで市が実施した監査実施延べ件数、文書指摘件数及び主な文書指摘の項目程度の内容が記載されているのみで、実施年度、対象法人及び具体的な文書指摘内容は明確にされていませんでした。このことについて、「当初は年度ごとに結果を公表していたが、法人がどのような内容で指摘を受けているかが判明すると、当該法人の社会的評価が低下する恐れがあり、年度の区別なく一括で記載して公表するよう取扱いを変更した。」旨の説明を受けました。しかしながら、社会福祉法人指導監査実施要綱（国通知）においては「指導監査の結果の開示は、法人運営の適正化のみでなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としている。」とされており、現在の公表内容でこれらの目的を達成できるか疑問に感じざるを得ません。

また、これまでの指導監査において、賞与引当金を計上していない法人に対して指摘が行われなかった事例がありましたが、このことについて、「指導監査ガイドライン（国通知）における『賞与引当金』の項目では、指摘基準が設定されていないためである。」旨の説明を受けました。しかしながら、賞与引当金の未計上は会計基準に則さない会計処理であり、指導監査ガイドラインにおける「会計の原則」に係る指摘基準で、「会計基準に則さない会計処理により計算書類の内容に重大な影響を与えた場合には、文書指摘を行うこととする。これらに該当する場合以外には、口頭指摘により改善を求める。」とされていることから、本来は文書指摘又は口頭指摘すべき事例なのではないかと考えます。

なお、兵庫県内の他自治体においては、年度ごと、対象法人ごとの具体的な監査結果を公表している自治体や、賞与引当金の未計上について文書指摘としている自治体があ

ることからも、本市の公表内容及び指摘基準については一定の見直しを行う必要があるのではないかと考えます。今後、法人運営の適正化が図られ、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資する本市の指導監査の在り方について検討してください。

《子育て支援課》

1 宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業（たからっ子みらい塾）について

本市では、ひとり親家庭の子どもが抱える課題に対応し、生活習慣の習得支援や学習支援を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図ることを目的に、宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業（たからっ子みらい塾）として、児童扶養手当受給世帯の中学2年生、3年生を対象に無料の通塾を中心とした学習支援等を行っています。

本事業は、宝塚市ひとり親家庭生活学習支援事業委託（以下「委託事業」という。）として、令和元年5月に実施されたプロポーザルにより選定された候補事業者（以下「事業者」という。）との間で業務委託契約が締結されています。プロポーザルの提案募集要項において、プロポーザル結果は3年間有効とされており、令和元年度及び令和2年度の委託事業の契約は事業者との間で特名随意契約による単年度契約が締結されていますが、これらの契約に係る決裁等を確認したところ、次のような問題が見られました。

令和元年度の契約手続について、決裁に添付された見積依頼書は令和元年6月6日付けですが、事業者からの見積書提出日は令和元年6月3日となっており、日付の不整合が起っています。このことについて所管課に確認したところ、「たえプロポーザルでの提案額と同額であっても、契約締結の際に必ず再度の見積書提出が必要であることを事前に事業者と話していたため、事業者から早めに提出があった。」旨の説明を受けました。

また、決裁に添付された業務委託設計書では令和元年度及び令和2年度の間で一部の単価や積算方法に差異や増減理由が不明確な部分が見られました。これは選定事業者から徴取した見積書に記載された金額をそのまま流用して業務委託設計書を作成したことが主な原因と考えられます。業務委託設計書の作成に当たっては、仮に事業者からの見積書を参考に積算するとしても、単価や数量など一定の根拠を明確にしておく必要があります。今回のように前年度と同じ契約相手方との特名随意契約であっても、年度間で見積単価や見積内容に差異が見られる場合は内容を確認し、契約仕様内容に合致しているか、金額の増減額や理由が合理的なものであるか必ず確認を行ってください。

令和2年度の契約については、令和2年10月5日付けで新型コロナウイルス感染症対策として、備品購入費10万円、消耗品費40万円の計50万円を追加する変更契約が

締結されています。委託契約の変更契約を行う際の変更額は、変更設計額に当初契約時の落札率（契約額÷予定価格）を乗じて算出しますが、本契約においては50万円（内税）がそのまま増額されていたため、所管課に確認したところ、「落札率を乗じるのを失念していた。」旨の説明を受けました。この変更契約に係る増額分50万円にはコロナ対策としての補助金的な意味合いが強く、備品、消耗品を購入後の残金は精算することになっていますが、仕様内容、契約額の変更を行う際は慎重に行ってください。

本委託事業の仕様書には、学習支援に関するだけでなく、利用者の学習面・生活面等へのアドバイス、利用者の保護者に対する養育・生活相談も支援内容として記載されていますが、事業者から提出された令和元年度実績報告書を確認したところ、長期欠席者に対して電話連絡を行った事例の一覧表が添付されているのみでした。所管課からも「利用者や保護者との相談、アドバイスの積極的な実施について申入れを行っており、実際に保護者面談を行っているケースもある。」旨の説明を受けましたが、ひとり親家庭の子どもが抱える課題に対応し、生活習慣の習得支援や学習支援を行うという委託事業の目的を踏まえ、長期欠席者だけでなく通常の利用者や保護者に対する支援についても積極的に行うように努めてください。

なお、他の部局において、本委託事業と同じ趣旨の学習支援事業である宝塚市生活困窮世帯学習支援事業が実施されています。互いに両事業の重複利用を禁じていますが、それぞれの事業の利用者間で差異や委託内容に不合理が出ないように、また両事業を統合することでより効果的な事業にできないかなど検討を行ってください。

《子ども家庭支援センター》

1 きらきら子育てメールについて

本市では、妊娠期や育児中の不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整えるため、子どもの成長過程に応じた適切な子育て情報を提供することを目的に、平成28年度から、妊婦、3歳未満児の保護者、その家族を対象に、きらきら子育てメールを配信しています。きらきら子育てメールでは、出産予定日又は子どもの生年月日を登録することで、その時期に合わせた胎児・赤ちゃんの成長の様子や、出産・育児のアドバイス等の情報を母子保健事業、子育て支援事業等の行政サービスの案内とともにメール配信しています。

平成28年度から令和2年度までの登録状況を確認したところ、次表のとおりとなっています。

(単位：人)

年度	種別	配信者数①	対象人員②	割合①/②
H28	産前	48	1,747	2.7%
	産後 (0～3歳誕生日まで)	470	5,517	8.5%
H29	産前	50	1,749	2.9%
	産後 (0～3歳誕生日まで)	759	5,462	13.9%
H30	産前	33	1,600	2.1%
	産後 (0～3歳誕生日まで)	912	5,419	16.8%
H31・R1	産前	50	1,588	3.1%
	産後 (0～3歳誕生日まで)	837	5,149	16.3%
R2.12月末	産前	105	1,034	10.2%
	産後 (0～3歳誕生日まで)	717	4,898	14.6%

対象人員：産前は、妊婦及びその家族（妊娠届出数）

産後は、0～2歳の子どもの保護者及びその家族（0～2歳人口）

配信者数は増加傾向にありますが、令和2年度12月末時点の配信者数の合計822人に対し、令和2年度事業費として委託料が130万円であり、配信者1人当たり約1,600円の費用が発生していることを鑑みると、事業目的の意義は理解しますが、費用対効果の観点からは十分ではないと感じざるを得ません。

子育て情報は、民間事業者においてもインターネット等で広く発信されています。民間事業者ではなく、あえて市が実施するのであれば、市独自の情報をできる限り増やし、魅力付けを行っていくとともに、将来的には、子育て世代に浸透しているLINE等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での情報配信についても、費用対効果を考慮した上で検討する必要があるのではないかと考えます。

引き続き、対象者への効果的な周知を行い、配信内容等を工夫することで、利用者の増加に努めてください。

《子ども発達支援センター》

1 障害児相談支援事業について

障害児相談支援事業とは、障害のある児童が児童通所支援等の障害福祉サービスを受ける際、心身の状況や家庭環境等に応じた適切な障害福祉サービスの提供が受けられるように、専門職である相談支援専門員が利用計画案を作成するものです。

所管課では、平成25年度の事業開始以来、定期的に相談支援専門員を増員しつつ、令和2年度は正規職員4人、会計年度任用職員1人の合計5人の相談支援専門員で、新規相談、利用開始から6箇月後のモニタリング、利用開始から1年ごとの更新等に係る

利用計画案の作成に対応してきました。

平成28年度から令和2年度までの利用者数及び利用計画案の作成状況は次表のとおりです。

年度	利用者数 (人)	利用計画案の作成件数 (件)			
		新規①	モニタリング②	更新③	合計 ①～③
H28	467	155	251	383	789
H29	582	119	259	517	895
H30	614	117	207	522	846
H31・R1	698	151	249	555	955
R2.12月末	745	86	170	499	755

モニタリング：利用開始から6箇月後の見直し（プラン変更含む）

更新：利用開始から1年ごとの計画の見直し、作成

利用者数及び利用計画案の作成件数の増加に対する実施体制について、所管課に確認したところ、「当初は、所管課において就学前児童の利用計画案を優先に作成し、就学後に市内の同種の民間事業所へ移行してもらうことで、新規相談に対応する予定であったが、民間事業所においても既存の利用者が多く、新たな利用者の受入れが難しいため、現在、所管課での新規相談については、申込みから利用計画案作成まで3箇月から4箇月程度の時間を要している。」旨の説明を受けました。

所管課の実施体制が整わないことで、利用計画案作成まで数箇月も掛かり、利用者が希望してもすぐに障害福祉サービスが受けられないことは、大きな課題であると考えます。

なお、障害福祉サービスの利用に当たって、相談支援専門員が利用計画案を作成するのではなく、セルフプラン（利用者本人又は保護者が利用計画案を作成する）を導入している自治体もありますが、専門的な観点から定期的にケアマネジメントを行うこと等の必要性を鑑み、本市（障害福祉課）においては、基本的には実施していません。

所管課においては、現状の課題を解消すべく、業務の効率化や事務分担の見直し等、事務改善について検討した上で、他自治体の事例も研究しながら、適切な実施体制の確保に努めてください。

《保育企画課・保育事業課共通》

1 保育所等の待機児童対策について

本市の待機児童数の推移は、平成28年4月の34人に対して、平成30年4月に116

人、平成31年4月に159人、令和2年4月に141人と増加傾向にあります。近年、就学前児童数は減少している傾向が見られ、また、これまで私立保育所の整備により、平成30年度以降410人の定員増に取り組んできたにもかかわらず、待機児童数が増加していることから、それを上回る保育需要が生じていることが分かります。

このような状況の中、令和3年度に向けて、はなみずき保育園分園の増築により20人の定員増を見込んでいるものの、その一方で令和2年度末をもって指定保育所2園が閉園する予定であり、これにより63人分の定員枠が減少する見込みとなっています。これでは待機児童数は減少するどころか、更に増加する可能性が高くなるものと考えられます。

今後の待機児童対策について確認したところ、「令和4年度以降は認可保育所の整備により定員増に向けて取り組んでいく。」旨の説明を受けましたが、令和2年2月に策定された宝塚市次世代育成支援行動計画たからっ子「育み」プラン後期計画において、重点的な取組として「保育所の待機児童の解消に向けた定員確保方策の検討」が掲げられていることから、認可保育所の誘致整備や保育所定員の弾力化など、待機児童解消に向けて多様な方策を検討するとともに、将来の保育需要数を見据えながら計画的かつ効果的に取り組むよう努めてください。

《保育企画課》

1 市立保育所における給食食材の調達について

市立保育所における給食食材の調達については、保育企画課の栄養士が作成した献立に基づき、各保育所の調理員が必要な食材分量を各保育所の児童数に応じて算出し、発注しています。発注に当たっては、肉、魚、野菜など食材の種類ごとに、また保育所が所在するエリアごとに発注する業者をあらかじめ決めていきます。

食材の種類のうち野菜の調達状況について、令和2年10月の給食分を確認したところ、A業者とB業者の食材単価を比較すると、A業者からの納入額の方が約20%高いことが判明しました。一概には言えませんが、令和元年度決算における市立保育所の賄材料費のうち、A業者に支払った野菜に係る賄材料費から差分である20%分を算出すると年間約150万円の差額になります。

このことについて所管課に確認したところ、「以前からA業者は他の業者と比較して食材単価が高いと現場の調理員からも指摘があり、そのように認識はしていた。同じ食材でも業者が違うため納入額に差が出る場合があるが、大きく差がある場合には業者と協議を行い、納入額を下げてもらおうよう申入れをしている。」旨の説明を受けました。

しかしながら、最近においても依然として納入額に大きな差が出ていることから、状況としては改善されていないと言わざるを得ません。これは納入業者が固定化しており、競争性が十分に働いていないことが原因ではないかと考えられます。

今後は、できるだけ業者間の競争性が働くような仕組みを検討するとともに、毎日、少量を発注するのではなく、一定保存が可能な食材については、ある程度の量をまとめて発注するなど、一定の質を保ちながらできるだけ安価に給食食材を調達するよう努めてください。

《青少年課》

1 地域児童育成会における会計年度任用職員（月額）の時間外勤務について

令和2年度上半期（4月から9月まで）の地域児童育成会（以下「育成会」という。）における時間外勤務時間数は、最も多い育成会で合計381時間、最も少ない育成会で36時間であり、1人当たり平均時間数でも最も多い育成会で150時間、最も少ない育成会で18時間となっており時間外勤務時間数に大きな開きがありました。

各育成会で時間外勤務時間数に差が出ている原因について、所管課に確認したところ、「行事の準備やその他の事務処理、児童や保護者への個別事案、支援員の習熟度、児童数等様々な理由が考えられる。また、補助員の退職や支援員の病気療養などで他の職員の負担が増えたケースもある。」旨の説明を受けました。

また、時間外勤務・休日勤務取扱要綱に基づき、「時間外勤務命令簿により、あらかじめ所属長が職務内容、勤務命令時間について、従事者に命令する。」という手続も徹底されておらず、各育成会における勤務状況の把握が十分に出来ていないのではないかと考えます。出先職場であるため時間外勤務の事前承認が難しいことは理解しますが、時間外勤務の事前事後承認の手法について検討するとともに、特定の育成会や職員に負担が偏らないよう適正な人員配置や業務分担の見直し等により、時間外勤務の削減とアンバランスの解消に努めてください。